

**精神保健福祉
ハンドブック
2022**



長野県精神保健福祉センター

掲載情報の調査基準日について

このハンドブックは、令和4年4月1日～10月1日時点の情報に基づいて制作しています。ただし、令和4年度内に移転を予定している機関等については、一部調査基準日以降の情報を掲載している場合があります。

『障がい』という表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見がありますが、その一つに「害」の字には負の印象があり、表記を変更するべきとの意見があります。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がありません。

このため長野県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障がいのある人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、例外として、法令の名称や用語を用いる場合、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合、医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適切な場合は、「障害」の表記を変更しないこととしています。そのため、このハンドブックは「障がい」と「障害」の表記が混在しています。